

信頼こそ、  
私たちの資産。

**Amundi**  
ASSET MANAGEMENT  
アムンディ アセットマネジメント

アムンディ・次世代医療テクノロジー®・ファンド（年2回決算型）

販売用資料

愛称：みらいメディカル®

追加型投信/内外/株式

# ご存知ですか？この数字



次世代医療テクノロジー®、みらいメディカル®、MEDITECH®およびメディテック®は、アムンディ・ジャパンの登録商標です。

2019年5月



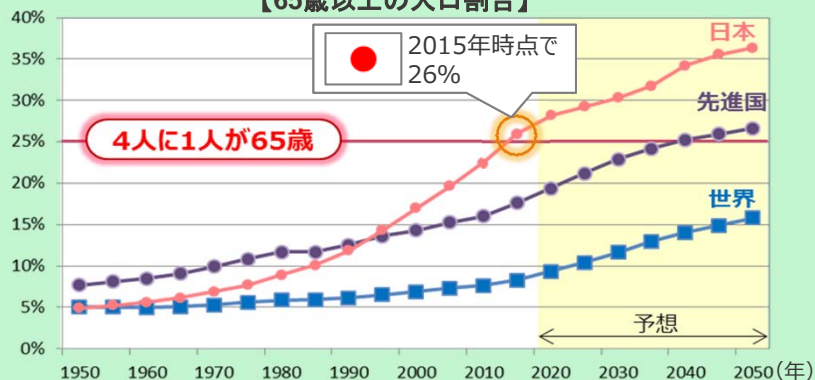
みらいメディカル®は、SDGs（2015年国連サミットで採択された17の持続可能な開発目標）の一つである「3. すべての人に健康と福祉を」の達成に貢献します。

## 日本における65歳以上の人口

世界的に高齢化が加速する中、2015年時点で日本の人口の4人に1人が65歳以上になりました。人生を健康的に楽しむために、治療以外の予防やケアも含め、医療へのニーズがより高まっていくと考えられます。



【65歳以上の人口割合】



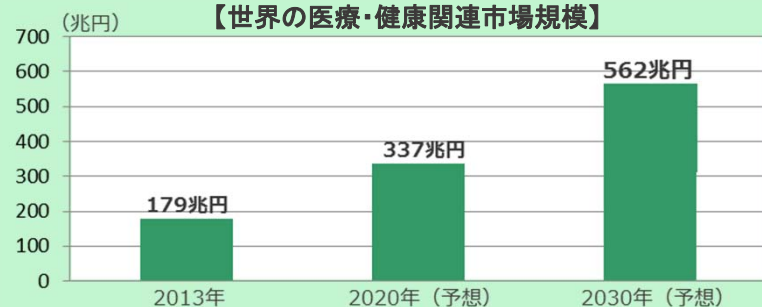
期間：1950年～2050年、5年ごと。2020年以降は国際連合の予測値。先進国は国際連合の定義による。  
出所：国際連合（World Population Prospects：The 2017 Revision）のデータを基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。

## 2030年の世界の医療・健康関連市場規模

世界の医療・健康関連市場は、2030年には日本のGDP\*並みに拡大することが予想されています。\*2017年度名目GDP、約547兆円



【世界の医療・健康関連市場規模】



出所：内閣府「国民経済計算」のデータおよび「日本再興戦略改訂（抜粋）（2013年6月閣議決定）」の情報を基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。

上記は、当資料作成日現在取得可能なデータや情報に基づくものであり、将来を示唆・保証するものではありません。

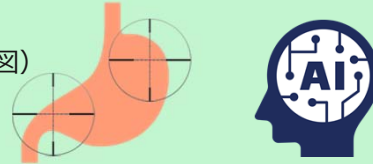
3ページ以降の「投資リスク」「当資料のお取扱いについてのご注意」「ファンドの費用」等を必ずご確認ください。

93.4%

## AIによる早期胃がんデータ検出の的中率

理化学研究所と国立がん研究センターの共同研究チームは、少数の正解データにより構築された人工知能（AI）による、早期胃がんの高精度な自動検出法を確立しました。この自動検出法を用いて、がんと判断した画像中、実際にがんであった割合は93.4%、正常と判断した画像中、実際に正常であった割合は83.6%でした。早期では自覚症状があまりない胃がんにおいて検診における見逃しを減らすことで、早期発見、早期治療につながると期待されます。

(イメージ図)



出所:国立がん研究センターのプレスリリース「AIで早期胃がん領域の高精度検出に成功 早期発見・領域検出で早期治療に大きく貢献（2018年7月）」の情報を基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。

1滴

## 次世代診断システムで 13種類のがんの診断に必要な血液の量

血液から13種類のがんを同時診断するシステムの開発プロジェクトを、国立がん研究センターなどが2014年から5年計画で進めています。血液中のマイクロRNAという分子体の数や種類などが疾病により変化することに着目し、1滴のわずかな血液量で現在の腫瘍マーカーよりも早期の診断が可能になるといわれており、疾患のさらなる早期発見が期待されています。

(イメージ図)



胃がん、食道がん、肺がん、肝臓がん、膵臓がん、大腸がん、卵巣がん、前立腺がん、膀胱がん、乳がん等、1回の採血で13種類のがんを診断

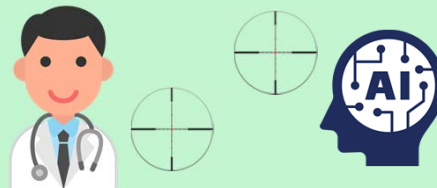
出所:国立がん研究センターのプレスリリース「13種類のがんを1回の採血で発見できる次世代診断システム開発が始動（2014年6月）」および各種報道の情報を基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。

85%

## 医師の診断にAIを加えることによる誤診の減少率

2016年に実施された転移性乳がんの診断コンテストにおいて、AIの誤診率は7.5%、病理医の誤診率は3.5%でしたが、AIと医師の診断を併用することで、誤診率を85%減少し、0.5%にまで減らせたという報告があります。人間とAIが協調することで、医療においてより質の高い診断を近未来に実現することが期待されます。

(イメージ図)



出所:日本医師会 学術推進会議「第IX次 学術推進会議 報告書 人工知能（AI）と医療（平成30年6月）」の情報を基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。

上記医療テクノロジーについては参考情報の提供を目的としており、関連する医療等を推奨するものではなく、またファンドが当該テクノロジーに関連する企業の株式を組入れることを示唆・保証するものではありません。また上記テクノロジーやメリットは一例であり、すべてを網羅するものではありません。

上記は、当資料作成日現在取得可能なデータや情報に基づくものであり、将来を示唆・保証するものではありません。

3ページ以降の「投資リスク」「当資料のお取扱いについてのご注意」「ファンドの費用」等を必ずご確認ください。



## ファンドの目的

主に先進国の医療テクノロジー®関連企業の株式に実質的に投資し、投資信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。

## ファンドの特色

- ① **アムンディ・次世代医療テクノロジー®・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます）受益証券への投資を通じて、主に先進国の医療テクノロジー®関連企業の株式に投資します。**  
・ファンドにおける医療テクノロジー®関連企業には、医療機器、診療器具、画像装置、医療サービス等が含まれます。
- ② **マザーファンドにおいては、個別銘柄選択を重視した運用を行います。**  
・マザーファンドにかかる運用指図の権限は、CPRアセットマネジメントに委託します。
- ③ **実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。**
- ④ **年2回決算（原則として毎年1月および7月の各15日、休業日の場合は翌営業日）を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。**

### 収益分配方針

- ・分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます）等の全額とします。
- ・分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。したがって、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- ・留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

◆ 資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。◆

## 収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

## 投資リスク

ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、主として株式など値動きのある有価証券（外貨建資産には為替変動リスクがあります）に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、**投資元本が保証されているものではありません。**ファンドの基準価額の下落により、**損失を被り投資元本を割込むことがあります。**ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

基準価額の変動要因としては、価格変動リスク、特定の業種への集中投資リスク、為替変動リスク、信用リスク、流動性リスク、カントリーリスク等が挙げられます。なお、基準価額の変動要因（投資リスク）はこれらに限定されるものではありません。また、その他の留意点として、ファンドの繰上償還やファミリーファンド方式の留意点、収益分配金に関する留意事項等があります。詳しくは、投資信託説明書（交付目論見書）の「投資リスク」をご覧ください。

**<お申込みの際には、必ず投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。>**

### 当資料のお取扱いについてのご注意

■ 当資料は、法定目論見書の補足資料としてアムンディ・ジャパン株式会社が作成した販売用資料であり、法令等に基づく開示資料ではありません。■ 当ファンドの購入のお申込みにあたっては、販売会社より投資信託説明書（交付目論見書）をあらかじめまたは同時にお渡しいたしますので、お受取りの上、内容は投資信託説明書（交付目論見書）で必ずご確認ください。なお、投資に関する最終決定は、ご自身でご判断ください。■ 当資料は、弊社が信頼する情報に基づき作成しておりますが、情報の正確性について弊社が保証するものではありません。また、記載されている内容は、予告なしに変更される場合があります。■ 当資料に記載されている事項につきましては、作成時点または過去の実績を示したものであり、将来の成果を保証するものではありません。また、運用成果は実際の投資家利回りとは異なります。■ 投資信託は、元本および分配金が保証されている商品ではありません。■ 投資信託は値動きのある証券等に投資します。組入れた証券等の値下がり、それらの発行者の信用状況の悪化等の影響による基準価額の下落により損失を被ることがあります。したがって、これら運用により投資信託に生じた利益および損失は、すべて投資者の皆様に帰属いたします。■ 投資信託は預金、保険契約とは異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象とはなりません。■ 投資信託のお申込みに関しては、クーリングオフの適用はありません。

## お申込みメモ

購入時	購入単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問合せください。
	購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
	購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。

換金時	換金単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問合せください。
	換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
	換金代金	換金申込受付日から起算して、原則として5営業日目から販売会社においてお支払いします。

申込について	申込受付不可日	以下のいずれかに該当する場合には購入・換金のお申込を受けません。 ・ユーロネクストの休業日 ・フランスの祝休日 ・ニューヨーク証券取引所の休業日 ・米国証券業金融市場協会が定める休業日 ・委託会社が指定する日
	申込締切時間	詳しくは販売会社にお問合せください。
	換金制限	委託会社の判断により、一定の金額を超える換金申込には制限を設ける場合があります。
	申込受付の中止および取消し	委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の申込受付を中止すること、および既に受付けた購入・換金の申込受付を取消すことができます。

その他	信託期間	2028年7月14日までとします。(設定日：2018年7月31日)
	繰上償還	委託会社は、ファンドの投資信託財産の純資産総額が30億円を下回ることとなったときまたは信託を終了させることが投資者のために有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を繰上げて信託を終了させることができます。
	決算日	年2回決算、原則として毎年1月および7月の各15日です。休業日の場合は翌営業日とします。
	収益分配	原則として毎決算時に分配方針に基づいて分配を行います。 販売会社によっては分配金の再投資が可能です。
	課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除および益金不算入制度は適用されません。

## 委託会社、その他の関係法人の概要

委託会社	アムンディ・ジャパン株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商) 第350号 加入協会：一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、日本証券業協会、 一般社団法人第二種金融商品取引業協会
受託会社	株式会社 りそな銀行(再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)
販売会社	販売会社については巻末をご参照ください。
ファンドに関する照会先	委託会社の名称：アムンディ・ジャパン株式会社 お客様サポートライン：0120-202-900(フリーダイヤル) 受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで ホームページアドレス： <a href="https://www.amundi.co.jp/">https://www.amundi.co.jp/</a>

## ファンドの費用

### <投資者が直接的に負担する費用>

購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。当資料作成日現在の料率上限は <b>3.24%*</b> (税抜 <b>3.0%</b> ) です。詳しくは販売会社にお問合せください。 *消費税率が10%となった場合、3.3%となります。
信託財産留保額	ありません。

### <投資者が投資信託財産で間接的に負担する費用>

運用管理費用 (信託報酬)	信託報酬の総額は、投資信託財産の純資産総額に対し <b>年率1.7604%*</b> (税抜 <b>1.63%</b> ) を乗じて得た金額とし、ファンドの計算期間を通じて毎日、費用計上されます。毎計算期間末または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁します。委託会社がマザーファンドの投資顧問会社に支払う報酬額は、投資信託財産の日々の純資産総額に年率0.80%を上限として乗じて得た金額とし、毎計算期間末または信託終了のとき、委託会社の報酬から支払うものとします。 *消費税率が10%となった場合、1.793%となります。 ◆上記の運用管理費用 (信託報酬) は当資料作成日現在のものです。
その他の費用・手数料	その他の費用・手数料として下記の費用等が投資者の負担となり、ファンドから支払われます。 ・有価証券売買時の売買委託手数料および組入資産の保管費用などの諸費用 ・信託事務の処理等に要する諸費用 (監査費用、目論見書・運用報告書等の印刷費用、有価証券届出書関連費用等を含みます。) ・投資信託財産に関する租税 等 <b>*その他の費用・手数料の合計額は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできません。</b>

◆ファンドの費用の合計額については保有期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。

## 販売会社一覧 (業態別・五十音順)

金融商品取引業者等	登録番号	日本証券業協会	一般社団法人投資信託協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会
株式会社 関西みらい銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第7号	○		○	
株式会社 埼玉りそな銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第593号	○		○	
株式会社三菱UFJ銀行(インターネット専用)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第5号	○		○	○
株式会社三菱UFJ銀行(委託金融商品取引業者 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社)(インターネットトレードのみ)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第5号	○		○	○
株式会社 みなと銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第22号	○		○	
株式会社 りそな銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第3号	○		○	
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○		○	○
フィデリティ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第152号	○			
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2336号	○		○	○
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	○		○	○

(R1904141)